

## 第 3 章 都市計画

### 第 1 節 都市計画の目的・役割

都市計画は、都市内の土地を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、自然環境を適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保することを目的としています。

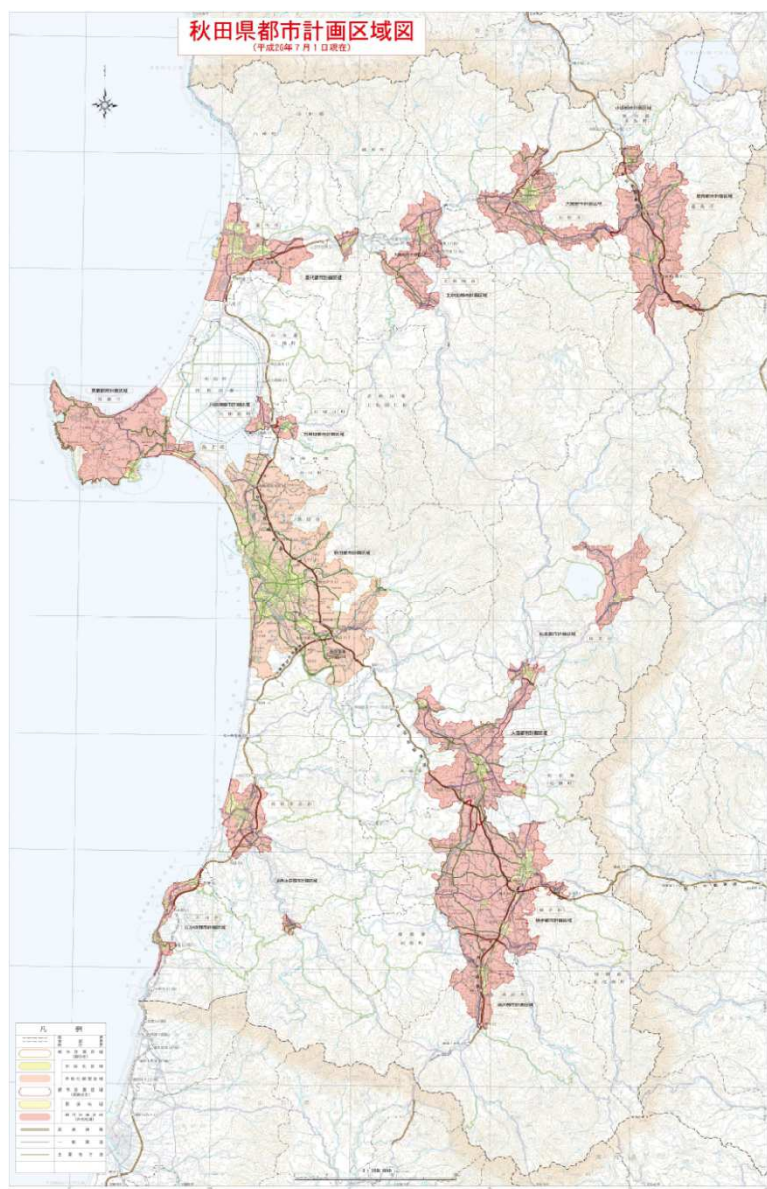
この目的は、農林漁業との健全な調和と、国土利用基本計画をはじめとする上位計画との適合の上に、達成されるものです。

### 第 2 節 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の境界に関係なく、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。

本県の都市計画区域は、平成28年4月現在、13市4町で15の区域で指定されています。都市計画区域内人口は約78万人で県総人口の約77%、都市計画区域面積は193,518haで県土の約17%となっています。

◆秋田県都市計画区域図(平成26年7月1日現在)



◆都市計画区域指定状況

平成28年4月1日現在

| 都市計画<br>区 域 名   | 都市名                  | 当初指定<br>年 月 日 | 最終指定<br>年 月 日 | 行政区域      |           | 人口集中地区(DID) |         | 都市計画区域  |         | 区域率(%) |
|-----------------|----------------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|---------|--------|
|                 |                      |               |               | 面積(ha)    | 人口(人)     | 面積(ha)      | 人口(人)   | 面積(ha)  | 人口(人)   |        |
| 秋 田             | 秋 田 市                | S 5 5 2       | H 26 7 1      | 90,609    | 315,770   | 5,399       | 254,970 | 41,437  | 309,965 | 45.7   |
|                 | 潟 上 市                | S 26 9 7      | H 26 7 1      | 9,773     | 33,581    |             |         | 7,218   | 22,375  | 73.9   |
|                 |                      |               |               | 100,382   | 349,351   | 5,399       | 254,970 | 48,655  | 332,340 | 48.5   |
| 鹿 角             | 鹿 角 市                | S 9 7 21      | S 47 12 14    | 70,752    | 32,487    |             |         | 19,000  | 31,857  | 26.9   |
| 大 館             | 大 館 市                | S 9 12 14     | H 25 8 6      | 91,322    | 75,064    | 739         | 24,373  | 12,628  | 62,862  | 13.8   |
| 北 秋 田           | 北 秋 田 市              | S 24 11 8     | H 22 7 23     | 115,276   | 33,912    | 152         | 5,379   | 8,854   | 23,485  | 7.7    |
| 能 代             | 能 代 市                | S 15 9 26     | H 24 8 14     | 42,695    | 55,784    | 572         | 20,382  | 11,059  | 48,307  | 25.9   |
| 男 鹿             | 男 鹿 市                | S 15 5 13     | S 56 11 24    | 24,109    | 29,435    |             |         | 19,160  | 23,644  | 79.5   |
| 由 利 本 荘         | 由 利 本 荘 市            | S 9 12 14     | H 24 12 7     | 120,960   | 80,282    | 464         | 18,659  | 6,894   | 42,011  | 5.7    |
| に か ほ           | に か ほ 市              | S 11 5 30     | H 22 7 23     | 24,113    | 25,818    | 223         | 6,380   | 2,353   | 18,087  | 9.8    |
| 大 曲             | 大 仙 市                | S 13 3 8      | H 23 9 16     | 86,677    | 84,903    | 488         | 16,677  | 16,956  | 52,446  | 19.6   |
|                 | 美 郷 町                | S 44 5 20     | H 23 9 16     | 16,834    | 20,505    |             |         | 815     | 4,927   | 4.8    |
|                 |                      |               |               | 103,511   | 105,408   | 488         | 16,677  | 17,771  | 57,373  | 17.2   |
| 仙 北             | 仙 北 市                | S 25 9 12     | H 24 11 20    | 109,356   | 27,838    |             |         | 7,933   | 13,798  | 7.3    |
| 横 手             | 横 手 市                | S 12 7 21     | H 22 7 23     | 69,280    | 91,143    | 398         | 13,386  | 28,018  | 85,359  | 40.4   |
| 湯 沢             | 湯 沢 市                | S 24 7 2      | S 50 9 25     | 79,091    | 47,683    | 287         | 10,989  | 7,780   | 27,995  | 9.8    |
| 小 坂             | 小 坂 町                | S 35 12 24    | S 60 12 3     | 20,170    | 5,428     |             |         | 1,186   | 3,618   | 5.9    |
| 五 城 目           | 五 城 目 町              | S 27 12 24    | S 45 12 26    | 21,492    | 9,914     |             |         | 1,159   | 5,969   | 5.4    |
| 八 郎 潟           | 八 郎 潟 町              | S 25 11 10    | S 60 12 3     | 1,700     | 6,168     |             |         | 1,068   | 6,168   | 62.8   |
| 計(A)            | 都市計画区域を有する市町村(13市4町) |               |               | 994,209   | 975,715   | 8,722       | 371,195 | 193,518 | 782,873 | 19.5   |
| 県計(B)           | 全25市町村(13市9町3村)      |               |               | 1,163,754 | 1,013,753 | 8,722       | 371,195 | 193,518 | 782,873 | 16.6   |
| 県対比(A/B)        |                      |               | 単位(%)         | 85.4      | 96.2      | 100.0       | 100.0   |         |         |        |
| 全県都市計画区域/全県行政区域 |                      |               | 単位(%)         |           |           |             |         | 16.6    | 77.2    |        |

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は平成22年国勢調査の確定値をベースにした住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(DID)は平成22年国勢調査による。

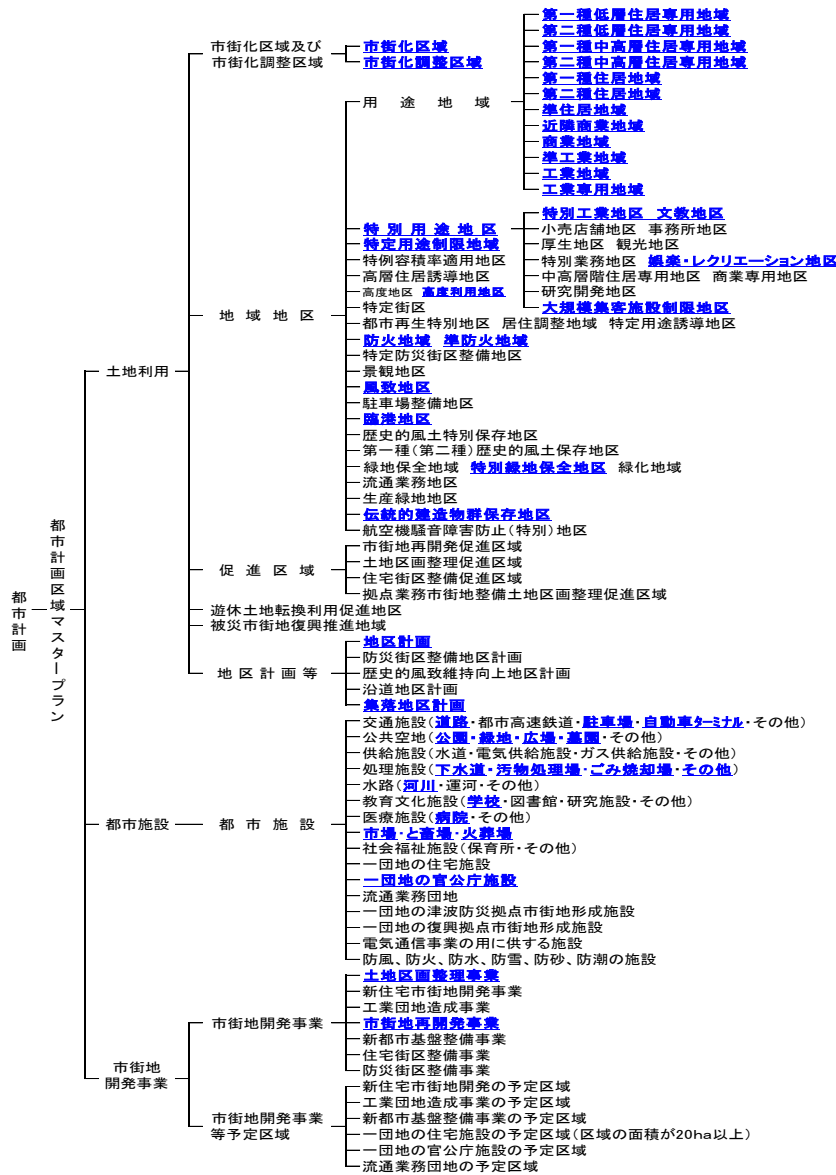
注3 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成27年10月1日現在)による。

# 第 3 節 都市計画の内容

## 1 都市計画の体系

都市計画は、土地利用に関すること、都市施設に関すること、市街地開発に関することの3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化されています。また、これらは都市計画区域マスタープランに即して都市計画決定されます。

◆都市計画の内容  
(注)太字が秋田県内において決定しているものです。



## 2 都市計画のマスタープラン

都市計画のマスタープランは、長期的な視点に立って、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋をわかりやすい形でとりまとめたものです。

都市計画のマスタープランには、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)と、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(市町村マスタープラン)の2つがあります。

### ○都市計画区域マスタープラン

県が都市計画区域全体の広域的、根幹的事項について定めるものです。どのような方針でどのような都市を目指すのか、また、それを実現するためにどのように土地利用、都市施設整備、市街地開発を行うのかを示しています。

### ○市町村マスタープラン

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとにまちづくりの具体的な将来ビジョンを明らかにすることにより、具体の都市計画の指針となるよう定めています。

3 土地利用

(1) 市街化区域及び市街化調整区域(区域区分)

無秩序な市街化拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する制度です。これは、「線引き」と呼ばれる場合もあります。

「市街化区域」は、既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域です。

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域(秋田市、潟上市)でのみ定められており、昭和46年3月30日の当初決定以降、これまでに8 回の見直しを行っております。

◆市街化区域及び市街化調整区域（平成26年7月1日、秋田県告示第352号）

| 都市計画<br>区域名 | 決定・変更年月日  |               | 市町名 | 都市計画<br>区域面積<br>(ha) | 市街化<br>区域面積<br>(ha) | 市街化調整<br>区域面積<br>(ha) |
|-------------|-----------|---------------|-----|----------------------|---------------------|-----------------------|
| 秋 田         | S46. 3.30 | 当初決定          | 秋田市 | 41,437               | 7,602               | 33,835                |
|             | S52. 3.29 | 第1回見直し        |     |                      |                     |                       |
|             | S58. 5. 7 | 第2回見直し        |     |                      |                     |                       |
|             | S59. 6. 2 | 随時見直し(御所野編入)  |     |                      |                     |                       |
|             | H 3. 9.24 | 第3回見直し        | 潟上市 | 7,218                | 683                 | 6,535                 |
|             | H10. 9.22 | 第4回見直し        |     |                      |                     |                       |
|             | H16. 4.30 | 随時見直し(飯島古道地区) |     |                      |                     |                       |
|             | H18. 5.19 | 第5回見直し        |     |                      |                     |                       |
|             | H26. 7. 1 | 第6回見直し        | 計   | 48,655               | 8,285               | 40,370                |

(2) 地域地区

地域地区は良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

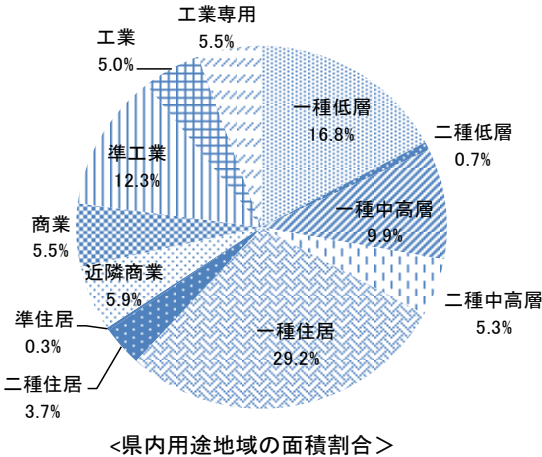
最も代表的なものに、「用途地域」があります。用途地域は、住居、商業、工業系の12に区分され、それを適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

現在、15の都市計画区域において用途地域が定められており、随時、適切な見直しが行われています。

◆用途地域の指定状況（平成28年3月31日現在）

| 都市計画<br>区域名 | 第一種<br>低層住居<br>専用地域 | 第二種<br>低層住居<br>専用地域 | 第一種<br>中高層住居<br>専用地域 | 第二種<br>中高層住居<br>専用地域 | 第一種<br>住居<br>地域 | 第二種<br>住居<br>地域 | 準住居<br>地域 | 近隣<br>商業<br>地域 | 商業<br>地域 | 準工業<br>地域 | 工業<br>地域 | 工業<br>専用<br>地域 | 合計     |
|-------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------------|----------|-----------|----------|----------------|--------|
|             | (ha)                | (ha)                | (ha)                 | (ha)                 | (ha)            | (ha)            | (ha)      | (ha)           | (ha)     | (ha)      | (ha)     | (ha)           |        |
| 合計          | 3,447               | 143                 | 2,029                | 1,082                | 6,004           | 750             | 54        | 1,214          | 1,128    | 2,529     | 1,022    | 1,136          | 20,538 |
| 構成比(%)      | 16.8%               | 0.7%                | 9.9%                 | 5.3%                 | 29.2%           | 3.7%            | 0.3%      | 5.9%           | 5.5%     | 12.3%     | 5.0%     | 5.5%           | 100%   |

(注) 構成比の合計は端数処理の関係で100%とならない場合があります。





## 4 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設です。このような施設のうちに、長期的視点から計画的な整備等が必要なものについて都市計画で定めています。

本県における都市計画道路は、平成28年3月末現在で442路線、延長約1,025kmが都市計画決定されています。また、公園、緑地等は567箇所(4,354ha)が都市計画決定されており、公共下水道は、排水区域約23,459ha、幹線管渠延長約36kmが都市計画決定されています。

## 5 市街地開発事業

市街地開発事業については、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があるとき、都市計画で定めています。

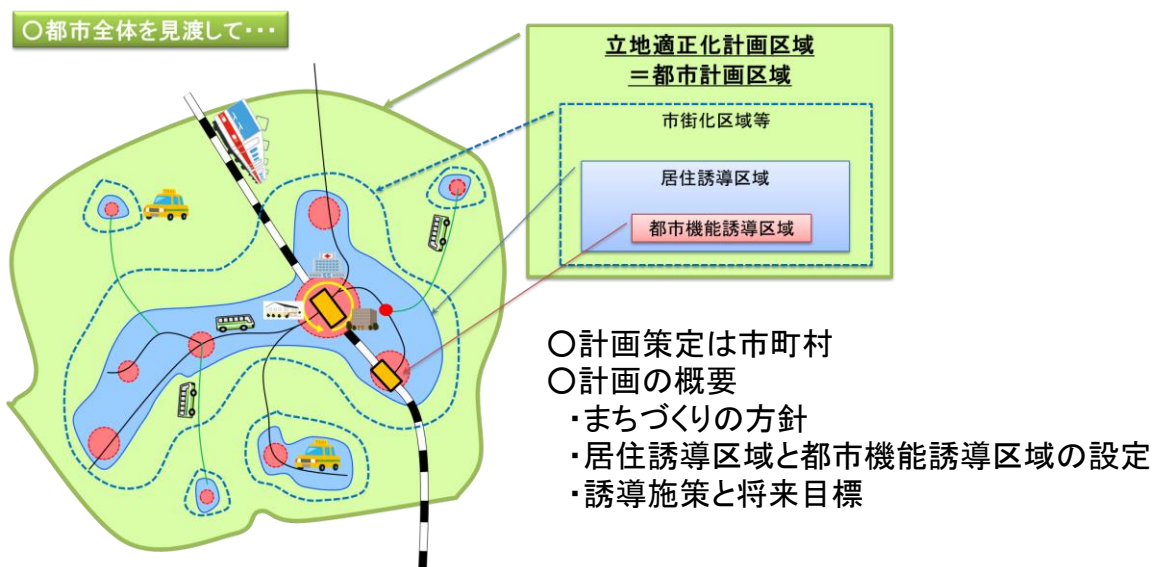
本県では、土地区画整理事業と市街地再開発事業が都市計画決定されており、土地区画整理事業は、平成28年3月末現在で70地区、約2,338haが、市街地再開発事業は中通一丁目地区第一種市街地再開発事業をはじめ4地区が都市計画決定されています。

## 6 都市のコンパクト化の推進

人口減少や高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、国土交通省では、平成26年8月に都市再生特別措置法を改正し、市町村が、居住や都市機能を各地域の生活拠点エリアに誘導を図る立地適正化計画制度を創設しています。

本県では、立地適正化計画制度を活用した都市のコンパクト化を推進するため、関係市町村と勉強会等を開催し、各都市の現状把握や今後の誘導方策等について、協働で取り組んでいます。

### ◆立地適正化計画概念図



## 第4節 都市計画の決定状況と手続き

### 1 都市計画の決定状況

都市計画の決定・変更は、都市計画の種類、規模に応じて、県や市町村が決定します。本県での過去5年間の都市計画決定・変更件数は下表のとおりです。

#### ◆県内の都市計画決定・変更件数(平成28年3月31日現在) (件)

|     | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県   | 3     | 44    | 11    | 7     | 0     |
| 市町村 | 17    | 40    | 15    | 22    | 10    |
| 合計  | 20    | 84    | 26    | 29    | 10    |

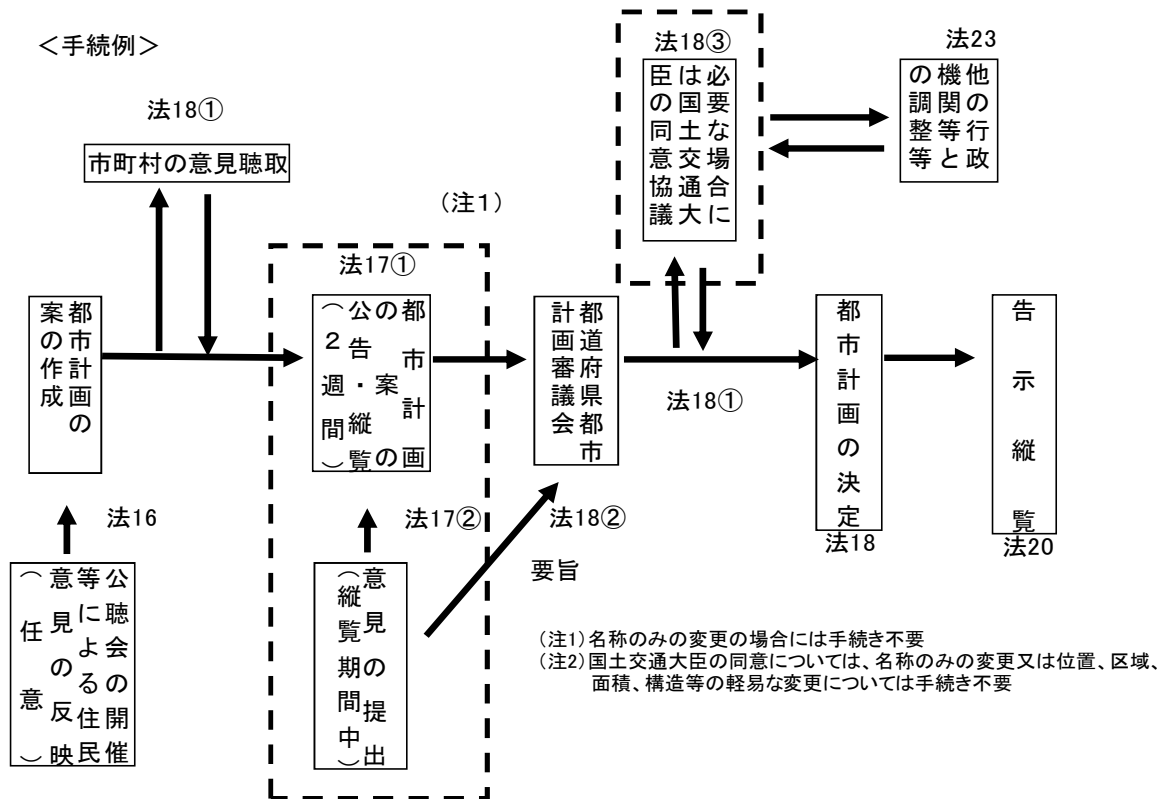
## 2 都市計画の手続き

都市計画を決定する手続きは、決定権者によって、次のようになります。

### ◆ 県が定める都市計画決定等の手続き

(注2)

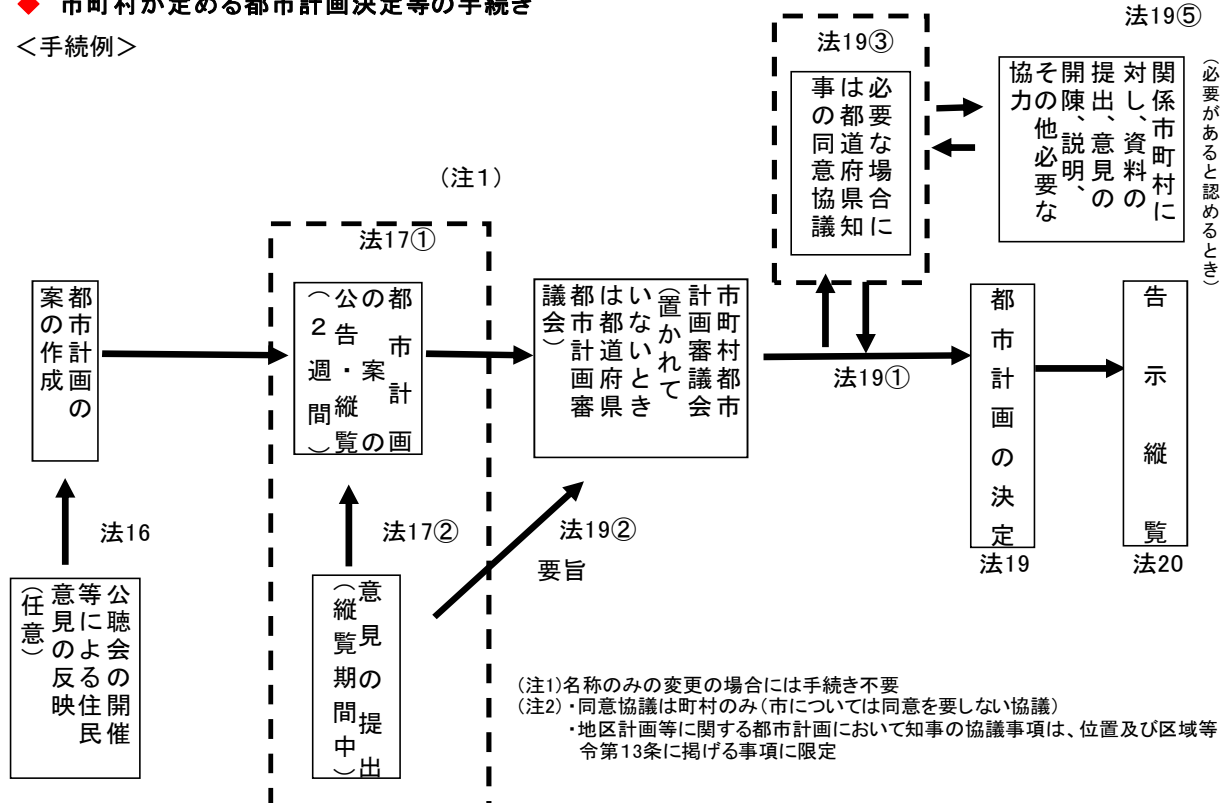
< 手続例 >



### ◆ 市町村が定める都市計画決定等の手続き

(注2)

< 手続例 >



## 第5節 景観

### 1 「秋田県の景観を守る条例」による規制内容

(1) 施行年月日：平成5年4月1日

(2) 目的：本県の豊かな自然に恵まれた景観を守り、心の和む県土を後世に引き継ぎます。

(3) 届出：次の行為を行う場合は県に届出が必要です。

#### ① 沿道・沿線地域内の各種行為

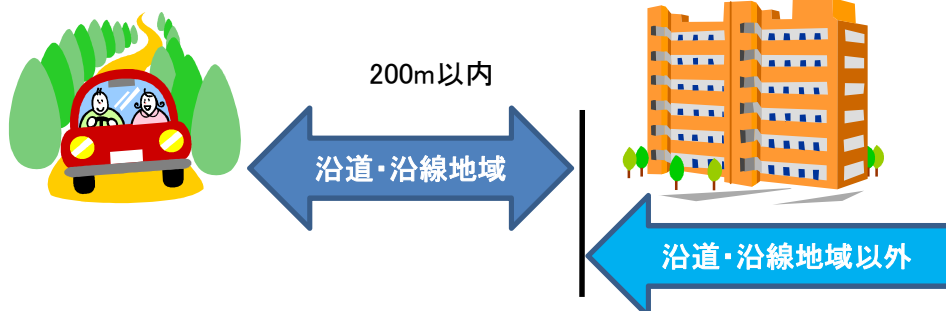
#### ◆ 届出行為

| 行為の種類                                | 規模                                                                  |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更            | 高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く） |
| 工作物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更            |                                                                     |
| さく、塀、擁壁等                             | 高さ3mを超えるもの                                                          |
| 煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、污水处理施設等 | 高さ13mを超えるもの                                                         |
| 電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）          | 高さ30mを超えるもの                                                         |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵                      |                                                                     |
| 用途を廃止された物品                           |                                                                     |
| 新設                                   | 高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの                                            |
| 既存(500㎡以下)に追加                        | 追加後の規模：同上                                                           |
| 既存(500㎡を超える)に追加                      | 追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの                                   |
| 一般資材等の物品                             |                                                                     |
| 新設                                   | 高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの                                            |
| 既存(1,000㎡以下)に追加                      | 追加後の規模：同上                                                           |
| 既存(1,000㎡を超える)に追加                    | 追加する部分の規模：高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの                                    |
| 土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更              | 面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの                                           |

#### ② 沿道・沿線地域以外での土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更

規模：法・擁壁高10m、スキー場のゲレンデの面積10haを越えるもの

#### ◆ 沿道・沿線地域



※沿道・沿線地域とは、高速自動車国道、一般国道、県道、旅客鉄道線路の境界線から200m以内の地域をいいます。

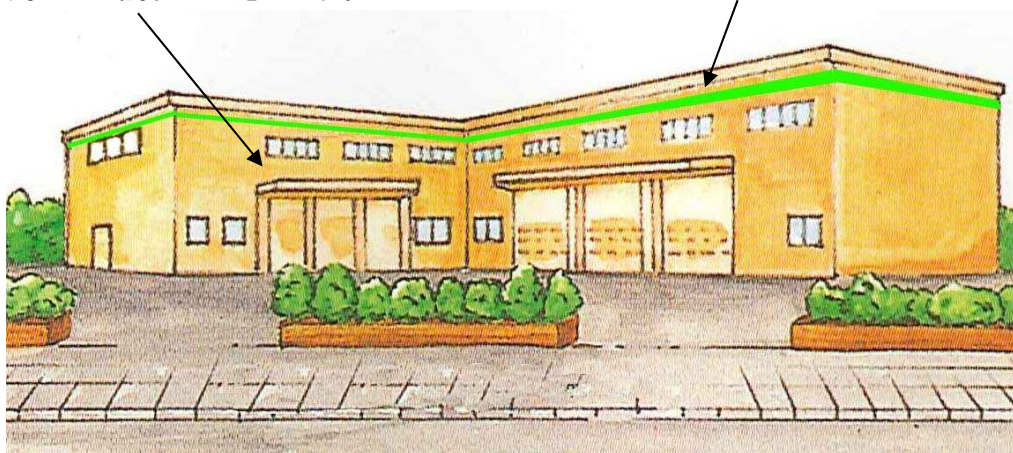
(4)届出行為景観保全基準:景観保全を図るために配慮する事項を定めています。

◆景観保全を図るために配慮する事項

|            | 位 置 | 素材・材料 | 色 彩 | 方 法 | 擁壁の外観 | 遮蔽又は敷地の緑化 | 事後措置 |
|------------|-----|-------|-----|-----|-------|-----------|------|
| 建築物        | ●   | ●     | ●   |     |       | ●         |      |
| 工作物        | ●   | ●     | ●   |     |       | ●         |      |
| 物品の集積又は貯蔵  | ●   |       |     | ●   |       | ●         |      |
| 土石等の採取     |     |       |     | ●   |       | ●         | ●    |
| 土地の区画形質の変更 |     |       |     |     | ●     | ●         |      |

◆届出行為景観保全基準の例(色彩)

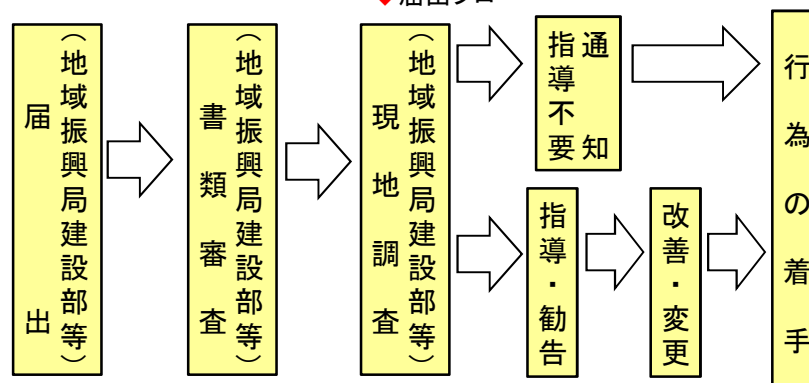
けばけばしい色彩にしません。(彩度6以下) アクセント色(彩度6を超える)は、  
周辺との調和に配慮します。 **面積の10%以内**にします。



(5)届出の流れ

届出が必要な場合は、行為に着手する日の30日前までに、所定の用紙に図面等の必要書類を添付のうえ、行為地を所管する地域振興局建設部用地課等へ1部提出してください(権限移譲により市町村へ提出する場合があります)。

◆届出フロー



(6)届出の適用除外

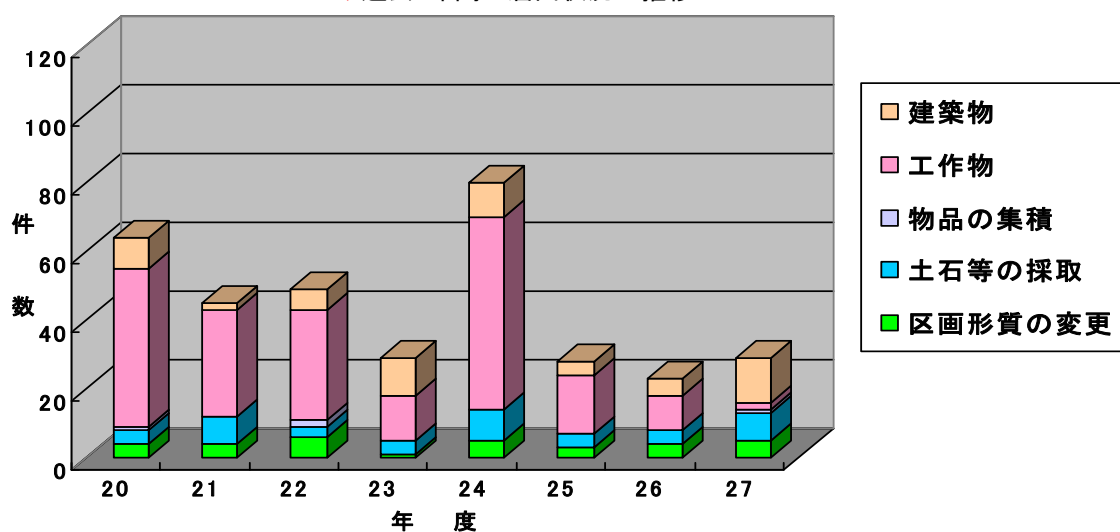
◆届出を要しない行為など

|    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 行為 | 非常災害のための応急措置、建築物等の改築で外観の変更を伴わないものなど |
| 区域 | 国・県立自然公園、用途地域など                     |
| 団体 | 国・県・市町村など                           |
| 事業 | 都市計画事業、土地区画整理事業                     |



## (7)届出の実績

◆過去8年間の届出状況の推移について



## 2 景観形成施策

### (1)景観ふるさとづくり事業

景観に対する県民の意識を高めるとともに、景観形成の仕組みづくりを行い、景観制度(法律・事業)の周知を図ります。

#### ①平成20～27年度までの主な事業

- ・景観フォーラム・セミナー  
国担当者による景観法制度説明及び先進地自治体による事例紹介。
- ・秋田え〜どご100(景観百選)  
県内の良好な景観百選を公募により決定。
- ・景観キャラバン  
景観形成活動に関して県内各地で住民と意見交換。
- ・景観モデル地域  
景観形成先導的モデル地域の支援。
- ・景観マネージャー  
地域の景観ふるさとづくりの核となる人材をまち歩き実践講習会により養成。  
意見交換会の実施。
- ・景観まちづくり事業者協定  
県と事業者が協定を締結し、事業者と地域が一体となった景観形成活動を支援。
- ・景観データベースの作成  
景観マネージャーと協議で、県内にある魅力的、歴史的な建築物や樹木等をデータベース化。

◆景観モデル地域  
八峰町手這坂



◆景観マネージャー



◆秋田え〜どご100



## (2)ぐるっと十和田湖景観事業

十和田市、小坂町、青森県及び秋田県が、平成20年度の十和田湖境界確定により増額となる交付金について、環境・景観等に充当する旨の覚書を締結したことに伴い、十和田湖において実施する景観事業を創設しました。

### ①平成21～26年度までの主な事業

- ・子供景観隊  
十和田小中学校での景観学習。
- ・滞留拠点整備  
十和田湖まちづくり協議会の足湯・ベンチ設置社会実験を支援。
- ・西湖畔景観形成プランづくり  
景観・環境整備方針をワークショップにより作成。
- ・景観整備  
十和田湖畔での植樹を支援。  
滝ノ沢展望台からの景観確保。  
十和田湖畔での植樹箇所周辺の刈払い  
十和田湖紫明亭展望台からの景観確保
- ・旧バス停待合廃屋解体撤去

#### ◆ 滝ノ沢展望台(整備前→整備後)



#### ◆ 廃屋解体撤去(撤去前→撤去後)



### ②平成28年度の主な事業

- ・景観形成  
景観重要建造物及び樹木等の実態調査及び選定  
景観阻害要因等の課題抽出

## 第 6 節 許可・規制

### 1 開発許可

#### (1) 開発許可制度

開発許可制度は、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」制度を担保する制度であり、開発行為に際して、許可を必要とさせることによって、宅地について一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域にあっては、一定の要件(立地基準)に適合するものを除き、原則として開発行為を許可しないこととして、「線引き」制度の目的を達成させるための制度です。

また、線引き都市計画区域以外についても、適切な市街地形成を図る必要があることから、一定の規模以上の開発行為について許可の対象とされています。

#### (2) 許可権者

- ①町村 → 秋田県知事
- ②秋田市 → 秋田市長(中核市の長)
- ③権限移譲市 → 権限移譲市の長
- ※権限移譲市: 秋田市を除く全ての市

#### (3) 許可対象の範囲

◆許可が必要となる開発行為の規模

| 都市計画区域内  |          |            | 都市計画区域外 |
|----------|----------|------------|---------|
| 市街化区域    | 市街化調整区域  | 非線引き都市計画区域 |         |
| 1,000㎡以上 | すべての開発行為 | 3,000㎡以上※  | 1ha以上   |

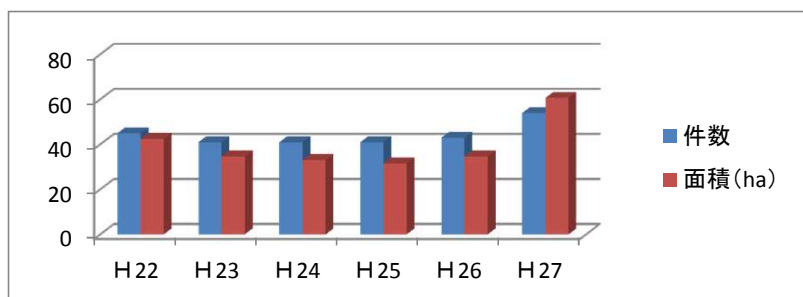
※県が許可権限を有する区域の場合

#### (4) 市街化調整区域内で可能な主な開発行為

|      |          |                                                                                 |
|------|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 許可不要 | 農林漁業関係   | ①農林水産物の生産又は集荷の用に供する建築物(集荷施設等)<br>②農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供するもの 他                    |
|      | 公益上必要なもの | ①駅舎等鉄道施設 他<br>②その他政令で定めるもの(電気通信回線設備等)                                           |
|      | その他      | 非常災害のため必要な応急措置 他                                                                |
|      |          |                                                                                 |
| 許可必要 | 限定的許可行為  | ①日用物品の販売、加工、修理等の店舗、公共公益施設等の建築物<br>②鉱物資源、観光資源活用上の建築物等 他<br>(開発審査会の議を経て許可可能となるもの) |
|      | 特例的許可行為  | 農家の分家住宅 他                                                                       |

#### (5) 許可件数の推移

|     | 件数 | 面積(ha) |
|-----|----|--------|
| H22 | 45 | 42.4   |
| H23 | 41 | 34.6   |
| H24 | 41 | 33.0   |
| H25 | 41 | 31.6   |
| H26 | 43 | 34.6   |
| H27 | 54 | 60.7   |



## 2 屋外広告物規制

### (1) 目的

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とします。(屋外広告物法第1条)

### (2) 許可権者

①県内の市町村(秋田市及び横手市を除く) → 秋田県知事

②秋田市 → 秋田市長(中核市の長)

③横手市 → 横手市長(景観行政団体の長)

※市町村への権限移譲については、県条例改正により、景観行政団体である市町村に限り、権限移譲することができることとしました。

現在、景観行政団体である市町村は、横手市・仙北市・小坂町・大潟村となっていますが、現時点では横手市にのみ移譲しています。

### (3) 規制の概要

#### ◆禁止地域(屋外広告物条例第3条第1項)

- ①住宅地、景観の優れた地域、緑地(都市計画法、景観法、都市緑地法)
- ②文化財、史跡のある地域(文化財保護法、秋田県文化財保護条例)
- ③原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)  
自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(秋田県自然環境保全条例)
- ④官公署、学校、図書館、病院、公衆便所などの公共施設及びその敷地
- ⑤道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 他

#### ◆禁止物件(屋外広告物条例第3条第2項、第3項、第4項)

- ①橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ②石垣、擁壁の類
- ③街路樹、路傍樹、保存樹
- ④信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく、駒止め
- ⑤電柱、街路柱その他電柱の類で知事が指定するもの 他

#### ◆広告物表示面積の規制

| 広告物種別 | 許可できる表示面積                                        | 面積以外の規制                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貼紙・貼札 | 表示面積1㎡以内                                         | 同一場所に同一種類のものは禁止                                                                                |
| 立看板   | 表示面積4㎡以内(高さ3m以内)                                 | 倒壊防止措置を義務付け                                                                                    |
| 旗     | 長さ10m以内、幅1m以内                                    |                                                                                                |
| 野立広告塔 | 表示面積1面につき30㎡以内<br>(高さ15m以内)                      | 市街地に設置するもの、目家用公告、道標・案内図板を除き、他の野立広告塔及び野立広告板から100m以内は設置禁止                                        |
| 野立広告板 | 表示面積30㎡以内(高さ10m以内)<br>市街地は表示面積40㎡以内<br>(高さ15m以内) | 信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止                                                         |
| 屋上広告塔 | (不燃構造)建築物の高さの3分の2以下<br>(木造)建築物は表示面積1面につき20㎡以内    | 信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止<br>危険防止の措置を義務付け                                         |
| 突出広告板 | 歩道上の突出幅1.5m以内<br>歩車道分離なしは1m以内                    | 突出広告板の最下端の高さは路面から2.5m以上、歩車道分離なしは4.5m以上<br>信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止               |
| アーチ   | 表示面積30㎡以内(高さ10m以内)                               | 横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断する場合2.5m以上、歩道車道の区別のない道路の場合4.5m以上<br>信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止 |



#### (4) 屋外広告業の登録

平成17年7月1日から従来の屋外広告業の届出制度に替わり登録制度が開始されました。秋田県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。(秋田市の区域にあっては、秋田市長)

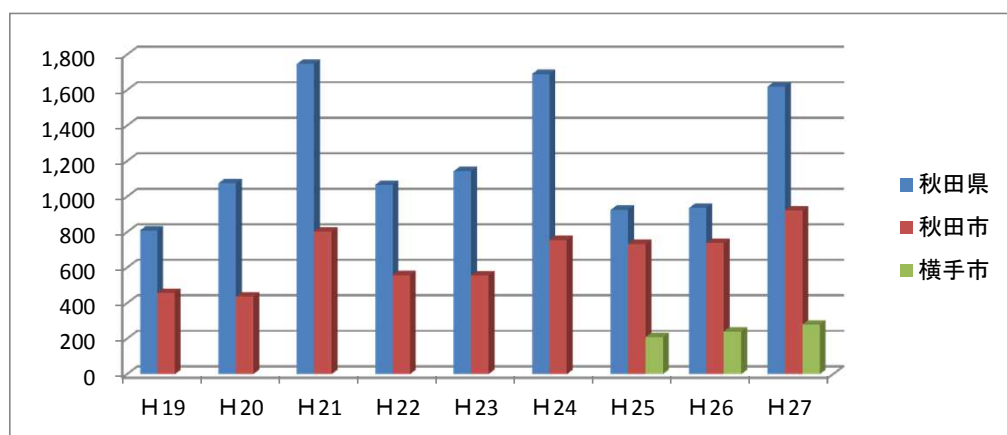
登録の有効期限は新規、更新ともに5年間で、平成27年4月1日時点の登録業者数 274社 (県内 97社、県外 177社)となっています。

#### (5) 許可件数

|     | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 秋田県 | 810   | 1,075 | 1,747 | 1,067 | 1,143 | 1,691 | 925   | 936   | 1,620 |
| 秋田市 | 457   | 436   | 804   | 558   | 555   | 756   | 732   | 738   | 922   |
| 横手市 |       |       |       |       |       |       | 208   | 241   | 280   |
| 全県計 | 1,267 | 1,511 | 2,551 | 1,625 | 1,698 | 2,447 | 1,865 | 1,915 | 2,822 |

※中核市である秋田市は、独自の屋外広告物条例を定め許可を行っている。

※景観行政団体となった横手市は、平成25年4月1日から独自の屋外広告物条例を定め許可を行っている。



※平成9年度から、広告塔及び広告板の許可期間を1年から3年に延長したことにより、年度ごとの件数にバラツキがある。

## 第 7 節 都市基盤整備

### 1 街路(都市計画道路)事業

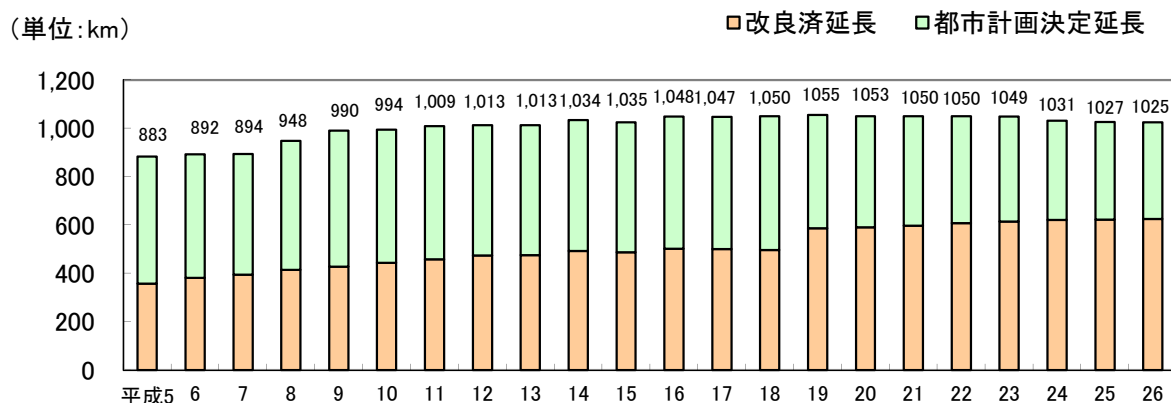
#### (1) 街路(都市計画道路)事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

秋田県の都市計画道路(道路事業含)の整備率は、秋田中央道路の完成などにより、平成27年4月1日現在で61.0%と全国水準(全国60%)並みになっています。

#### ◆都市計画道路整備状況の推移



#### ◆都市計画道路の整備方針

##### ●整備方針1 都市空間における防災性の向上と円滑な交通を支援する街路整備

歩道未設置通学路において、歩道整備による歩行者の安全確保、  
緊急輸送道路に位置づけられた路線においての橋梁耐震補強や無電柱化等による防災対策



都市の防災性能向上と、歩行者・自転車や車両等が円滑に通行することが出来る  
都市空間の整備

**都市空間における防災性の向上と円滑な交通を支援する(防災・安全)**



【橋梁の総合的な拡幅・耐震補強等により防災性能向上】



【歩道未設置通学路の安全を確保する街路事業】

●整備方針2 安全・安心、ゆとりとやすらぎのある都市空間の創造

歩車分離、都市施設のバリアフリー化、都市施設空間の創造



市街地における歩行者の安全・安心な通行確保と、ゆとりとやすらぎのある空間の創出

**安全・安心でゆとりのある歩行者空間の整備を推進する**



【歩道もなく危険な道路】



【歩行者が安全安心に歩行】

●その他の取組

- ・良好な空間形成・災害時の安全な空間確保を図るため市街地の無電柱化を推進する。
- ・中心市街地へのアクセス性を改善し、中心市街地の活性化を支援する。
- ・都市間の人や物流の流れを円滑にするため、駅やICへのアクセス道路整備を推進する。
- ・交通結節点としての機能を持つ駅前広場と自由通路の整備により、にぎわいを創出する。

◆ 平成28年度 県施行 都市計画道路事業箇所一覧

| 市町村名  | 箇所名    |        | 都市計画道路名 | 延長<br>(m) | 着手<br>年度 | 備 考         |
|-------|--------|--------|---------|-----------|----------|-------------|
|       | 起 点    | 終 点    |         |           |          |             |
| 鹿角市   | 花輪字下花輪 | 花輪字下花輪 | 久保田古館線  | 194       | H24      | (主)十二所花輪大湯線 |
| 秋田市   | 大町五丁目  | 大町五丁目  | 川尻広面線   | 197       | H25      | (主)秋田岩見船岡線  |
|       | 千秋城下町  | 手形字山崎  | 千秋広面線   | 540       | H8       | (主)秋田岩見船岡線  |
|       | 川元小川町  | 山王五丁目  | 新屋土崎線   | 1,125     | H27      | (主)秋田天王線    |
| 由利本荘市 | 裏尾崎町   | 裏尾崎町   | 停車場栄町線  | 374       | H25      | (一)羽後本荘停車場線 |

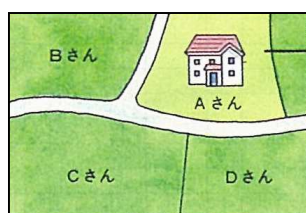
◆ 平成28年度 市町村施行 都市計画道路事業箇所一覧

| 市町村名  | 箇所名     |        | 都市計画道路名          | 延長<br>(m) | 着手<br>年度 | 備 考                        |
|-------|---------|--------|------------------|-----------|----------|----------------------------|
|       | 起 点     | 終 点    |                  |           |          |                            |
| 秋田市   | 寺内字三千刈  | 寺内字イサノ | 外旭川新川線           | 683       | H23      |                            |
|       | 泉字菅野一丁目 | 外旭川字木崎 | 泉外旭川線            | 600       | H20      |                            |
|       | 牛島西一丁目  | 卸町四丁目  | 秋田環状線            | 660       | H24      |                            |
|       | 千秋久保田町  | 千秋久保田町 | 千秋久保田町線          | 120       | H21      |                            |
| 由利本荘市 | 西梵天     | 西梵天    | 羽後本荘駅<br>東西自由通路線 | 55        | H28      | 駅前広場 6,000㎡<br>駅東広場 2,380㎡ |
| 仙北市   | 角館町小館   | 角館町大風呂 | 岩瀬北野線            | 487       | H23      |                            |
| 湯沢市   | 表町町四丁目  | 表町町二丁目 | 新開地線             | 143       | H27      |                            |
|       | 西新町     | 中野     | 駅西線              | 300       | H27      |                            |

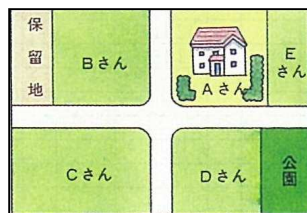


## 2 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、あらかじめ計画決定した区域の中で、土地所有者から土地面積や位置に応じて、土地を少しずつ提供(減歩)してもらい、全体から集めた土地を道路・公園などの公共施設用地として整備し、残りの土地の利用価値を高める面的な整備方法です。



【実施前】



【実施後】

■区画を整理することにより…

- ・道路が広くなり、安全性向上
- ・土地の形が整理され、利便性向上
- ・これまで無かった公園等が整備
- ・土地の利便性向上により、土地評価額UP！

### ◆秋田県内土地区画整理事業 施行者別一覧

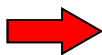
|     | 公共団体施行 | 組合施行  | 個人・共同施行 | 合計     |
|-----|--------|-------|---------|--------|
| 認可数 | 72     | 28    | 90      | 190    |
| 面積  | 1619.2 | 486.4 | 831.6   | 2937.2 |

(ha)

### ◆土地区画整理事業 施行地区一覧(H28.4現在)

|               |        |               |        |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 大館市(御成町南地区)   | 6.2ha  | 大仙市(大曲駅前第二地区) | 25.7ha |
| 秋田市(秋田駅西北地区)  | 5.8ha  | 横手市(三枚橋地区)    | 22.9ha |
| 秋田市(秋田駅東第三地区) | 45.5ha |               |        |

### ◆区画整理を実施した例 [秋田市駅東第三地区]



## 3 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

社会資本総合整備計画の作成

基幹・提案事業の活用及び関連事業の一体的実施により、効果的なまちづくりを実施。

### 基幹・提案事業



補助率: 概ね4割  
市町村は都市再生  
整備計画書提出  
(事前評価+公表)

+

### 関連事業

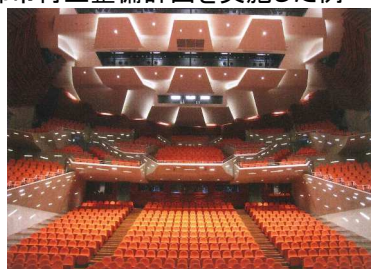
関連社会資本  
整備事業

効果促進事業

### ◆都市再生整備計画事業 施行地区一覧(H28.4現在)

小坂町(明治百年通り周辺地区)  
北秋田市(北秋田市中心市街地地区)

### ◆都市再生整備計画を実施した例



由利本荘市[文化交流館(カダーレ)]



鹿角市[文化の杜交流館(コモッセ)]

# 第 8 節 都 市 公 園

## 1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供及び災害時の避難場所確保などを目的として、都市公園法に基づいて設置される公園又は緑地です。

秋田県における都市公園はこれまで13市4町1村で整備を進めてきており、平成26年度末までに581箇所、面積1,554haの公園及び緑地が開設され、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は19.7㎡となっています。平成28年度も地域住民の多様なニーズへの対応と、やすらぎとるおいのあるオープンスペース確保のため、平成28年度末の一人当たり公園面積20㎡を目標に都市公園の整備を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない町村で設置される特定地区公園(カントリーパーク)については、平成25年度末までに13市町村において21箇所、230haの公園が開設されています。

### 公園、緑地の都市計画決定状況

平成27年4月1日現在

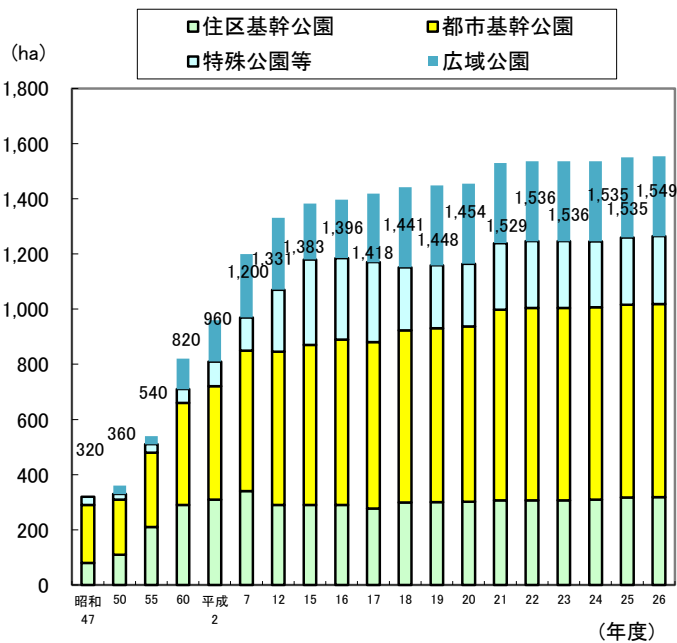
| 公園種別 | 箇所数 | 面積(ha)   |
|------|-----|----------|
| 街区公園 | 435 | 107.61   |
| 近隣公園 | 37  | 77.34    |
| 地区公園 | 27  | 164.37   |
| 総合公園 | 25  | 1,022.10 |
| 運動公園 | 6   | 215.00   |
| 風致公園 | 3   | 234.90   |
| 歴史公園 | 2   | 39.70    |
| 広域公園 | 3   | 954.50   |
| 緑地   | 17  | 1,346.19 |
| 墓園   | 11  | 193.64   |
| 広場   | 1   | 0.08     |
| 合計   | 567 | 4,355.43 |

### 都市公園の開設状況

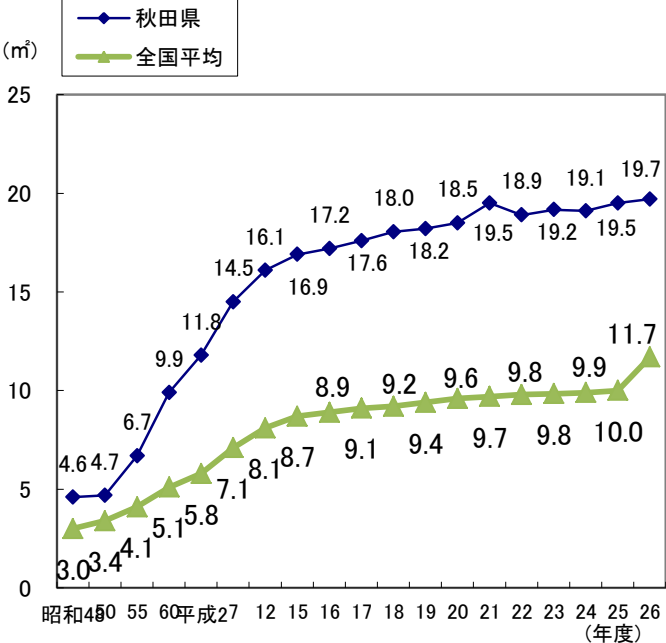
平成27年3月31日現在

| 公園種別 | 箇所数 | 面積(ha)   |
|------|-----|----------|
| 街区公園 | 415 | 104.22   |
| 近隣公園 | 30  | 67.33    |
| 地区公園 | 36  | 146.36   |
| 総合公園 | 25  | 581.95   |
| 運動公園 | 7   | 119.08   |
| 風致公園 | 0   | 0.00     |
| 歴史公園 | 2   | 2.84     |
| 広域公園 | 3   | 289.90   |
| 緑地   | 38  | 172.02   |
| 墓園   | 11  | 62.15    |
| 広場   | 11  | 4.85     |
| 緑道   | 3   | 3.22     |
| 合計   | 581 | 1,553.92 |

### ◆公園別面積推移



### ◆1人当たり公園面積





## 2 県立都市公園

県が整備している都市公園は、3カ所あります。

### 県立都市公園の施設概要

平成28年4月1日現在

| 公園名    | 計画面積<br>(ha) | 開設面積<br>(ha) | 主な施設内容                                                                                                                                                |
|--------|--------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小泉湯公園  | 170.0        | 63.7         | 日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水広場、グリーンスロープ、健康広場、テニスコート、管理事務所                                                                                                         |
| 中央公園   | 583.8        | 132.6        | 桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクルスポーツコース、テニスコート、投てき場、アーチェリー場、補助陸上競技場、運動広場、野球場、マウンテンバイク場、パークゴルフ場 |
| 北欧の杜公園 | 200.7        | 93.6         | 芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察者舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、犬の冒険広場、なべっこ広場、パークゴルフ場、テニスコート                                                        |

#### (1) 小泉湯公園

秋田市の北部、金足地内に位置し、男湯と女湯を中心に、広大な自然を利用しながら整備されており、散策やレクリエーションの場として県民に親しまれている公園です。

公園の管理の拠点となるパークセンター、日本庭園「水心苑」、菖蒲園、多目的広場、テニスコート、サイクリングロード等を整備しております。



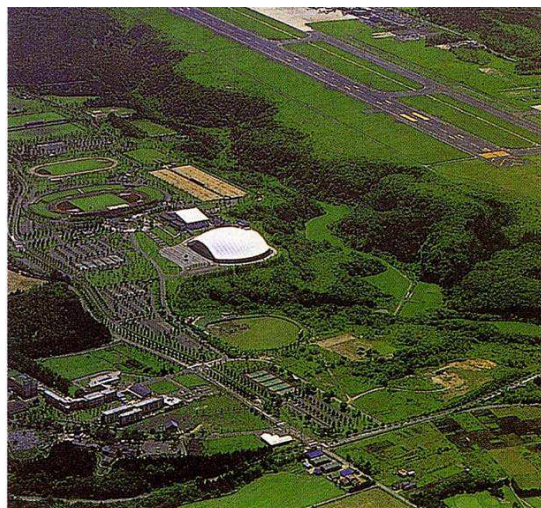
【水心苑】

#### (2) 中央公園

秋田市中心部から南東約15kmの雄和椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に活用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。

スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、屋根付きグラウンド等)、芝生広場、フィールドアスレチック、マウンテンバイク場、パークゴルフ場、ファミリーキャンプ場等を整備しております。

あきたスカイドームについては、平成27年度に、人工芝化によるプレー環境の改善のほか、照明LED化及び非常用電源設備の設置により、広域防災拠点としての機能強化のため再整備を実施しています。



【スポーツゾーン】



【あきたスカイドーム】



### (3) 北欧の杜公園

秋田市と十和田湖のほぼ中間にある北秋田市大野台地内に位置し、北欧の牧歌的雰囲気을いかして県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備が進められています。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、テニスコート、パークゴルフ場等を整備しており、平成22年度には第2パークゴルフ場もオープンしました。



【全景】

【秋田県立都市公園の位置図】



## 3 市町村都市公園

### (1) 防災公園の整備

快適な生活環境を創出するとともに、災害に強い都市の形成を図るため、千秋公園(秋田市)など災害時の避難地となる都市公園の整備を推進します。

### (2) 都市公園のバリアフリー化

誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、都市公園のバリアフリー化を推進します。



【千秋公園】

### (3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、楡山・牛島地区(秋田市)を整備します。